

W T O 貿易と環境委員会通常会合の結果概要 (違法伐採対策関係)

平成15年10月
農 林 水 産 省

10月28日(火)、スイス・ジュネーブでW T O 貿易と環境委員会通常会合が開催され、前回の7月会合に引き続き、我が国から、違法伐採対策に関する日インドネシア間の協力についてペーパーに基づき解説した後、議論が行われたところ、その概要は次のとおり。

1 我が国からの出席者

大杉林野庁木材貿易対策室長他

2 貢献ペーパーの概要

(1) 違法伐採問題への取組の経緯

我が国は、2000年のG8九州・沖縄サミット以来、様々な国際会議の場において、違法伐採問題に取り組むことの重要性を強調してきたところ。

2002年のカナダでのG8サミットやヨハネスブルグでのW S S Dでの成果を経て、違法伐採問題への取組は具体策を検討していく段階に移ったとの認識の下、本年6月24日、日本とインドネシアは、違法伐採対策の協力に関する「共同発表」・「アクションプラン」を策定、署名。

(2) 日インドネシア違法伐採対策協力の枠組み

日インドネシア間の協力の枠組みは、(ア)違法伐採木材と合法伐採木材の峻別メカニズムを構築し、(イ)それを前提として、違法伐採木材に対する、W T O 協定に整合的な貿易措置を検討していくとともに、(ウ)市民社会も参画して、メカニズム実施のモニタリングや伐採監視を行っていかうというもの。

(3) 地球規模での環境保全への我が国の貢献

我が国としては、林産物貿易と環境に関する議論を発展させ、他の地域における、違法伐採問題への同様の取組を促進させることを通じて、林産物貿易の発展と均衡のとれた形で、地球規模での環境保全の推進に貢献していく考え。

3 議論の概要

(1) 各国の反応

- (ア) 米国は、違法伐採問題への取組努力を維持可能な森林経営促進の大きな構成要素として日本と共有し、WTOルール整合的な貿易措置が違法伐採への取組のために作用し得るとの日本の考え方を支持する旨発言。
- (イ) EUは、日本ペーパーを歓迎し、合法伐採木材特定メカニズム、透明性の確保と市民社会の参加、WTOルール整合的な貿易措置という日本が提起した3つの重要な論点に同意する旨発言。
- (ウ) 韓国は、日インドネシア間の「アクションプラン」は、違法伐採への取組の極めて有用なモデルと考えられ、実行可能でWTOルール整合的な貿易措置に関する更なる検討を期待する旨、また、違法伐採対策におけるWTOの役割は、貿易面で持続可能な森林経営を促進することにある旨発言。
- (エ) インドネシアは、森林保護制度の改善、森林管理のキャパシティ・ビルディング等の違法伐採対策に取り組んでおり、日本ペーパーに感謝する旨発言。
- (オ) チリは、違法伐採対策に関する、日インドネシア間のような二国間の協力、多国間の協力は重要であり、今後、WTO整合的な措置に関する検討について、日本から情報提供することを期待する旨発言。
- (カ) ノルウェーは、日本のイニシアティブを歓迎し、違法伐採問題に取り組むために貿易措置が重要な手段であることに同意する旨発言。
- (キ) スイスは、違法伐採、持続可能な森林経営に関する日本の懸念を共有し、違法伐採問題について貿易措置の側面に特化して取り組んでいる国際機関はなく、WTO貿易と環境委員会で議論することが可能であることには同意する旨発言。
- (ク) ベネズエラは、日インドネシア間の協力は違法伐採問題への良い取組事例であり、特に、生産国における対策だけではなく、消費国による、キャパシティ・ビルディング等の技術協力、資金協力が触れている部分が良いモデルである旨発言。
また、違法伐採は複雑な問題であり、単なる貿易措置を超えた対策、貧困問題への取組が行われるべき旨発言。

- (ク) ブラジルは、違法伐採は複雑な問題で、貿易関連措置だけではなく多くの側面からの検討が必要であり、WTO貿易と環境委員会では、二国間、地域レベルでの協力に関する情報共有は歓迎するものの、違法伐採に対する措置に関する議論はすべきでない旨発言。
- (コ) エクアドルは、違法伐採は単なる貿易問題を超えたより全体的な問題であり、UNFF等の専門機関で議論することが適切である旨発言。
- (カ) マレーシアは、違法伐採問題はUNFF等の他の国際機関で取り扱うのが適切であり、この問題に対しては国内対策が有効である旨、また、WTO貿易と環境委員会で違法伐採木材に対する貿易措置について議論することは違法伐採問題を矮少化させる旨発言。

(2) 我が国のコメント

我が国からは、違法伐採対策を実効あるものとするために貿易措置は重要であり、それゆえに、WTO貿易と環境委員会通常会合で議論を行い、それを通じて、日インドネシア違法伐採対策協力と類似の、貿易措置を含む取組を地球規模で広げていくことが肝要である旨発言。

また、我が国は、違法伐採対策が国内政策の問題であることを十分認識して、「アクションプラン」の中には、インドネシアの国内政策としての取組内容を盛り込んでおり、また、そのために必要なキャパシティ・ビルディングへの支援等の協力を実施していく考えである旨発言。

さらに、我が国としては、他の国際機関が違法伐採問題を議論することを否定する意図は全くなく、WTO貿易と環境委員会通常会合では、WTO協定に整合的で、実効的である、違法伐採木材に対する貿易措置に関する議論を発展させていくことが重要であり、そのために貢献していきたい旨強調。